
在日米国商工会議所（「ACCJ」）報告書
ACCJ 法律サービス委員会

なぜ弁護士と外弁間の制限なき提携の自由を認めるべきか

平成 13 年 12 月 12 日

目次

項目	頁
I. はじめに	2
A. 司法制度改革審議会意見書	2
B. 速やかな提案の実行	3
C. 日本における国際商業弁護士の不足	4
D. 外国弁護士に対する日本における規制の特異性	5
E. 本報告書の範囲	5
II. 制限なき提携の自由に対する障壁	6
A. 弁護士法第27条及び第72条	6
B. 上記条項に関する日弁連の限定的解釈	6
C. 提携の自由の制限を正当化する主張	7
D. 外弁法第49条	8
III. 日弁連・法務省の主張の問題点	8
A. 日弁連の弁護士法第72条の解釈は本当の「非弁護士」に適用する目的の規定を外弁にも適用する	8
B. 日弁連と各单位弁護士会は非弁護士が企業内弁護士として弁護士を雇用することを認めている	9
C. 倫理面の懸念は不当	11
D. 制限なき提携の自由は必ずしも弁護士の経済的私利を侵害しない	13
IV. 特定共同事業制度の欠点と制限なき提携の自由の必要性	14
A. 特定共同事業制度特有の問題点	14
B. 制限なき提携の自由の必要性は依頼者/消費者に求められる	16
C. 特定共同事業制度の改正は解決策ではない	16
D. 複数法域の法律事務の取扱い	17
V. 弁護士法及び外弁法の改正案	17
A. 目標達成は最小限の法改正で十分	18
B. 弁護士は外弁を雇用できる – その反対は？	18
C. パートナーシップに関する新しい法的概念は不要	18
VI. 他の矛盾した論理と法の適用	20
A. 弁護士による第三国法の取り扱い	20
結 論	20

ACCJ 報告書

なぜ弁護士と外弁間の制限なき提携の自由を認めるべきか

I. はじめに

A. 司法制度改革審議会意見書

日本政府は、平成 13 年 6 月 12 日、司法制度改革審議会(JRC)を通じて、「司法制度改革審議会意見書 - 21 世紀の日本を支える司法制度 - 」(以下「JRC 報告書」という)と題した最終報告を公表しています。JRC 報告書には、在日米国商工会議所(「ACCJ」)が前向きかつ建設的と受け止める提案が数多く網羅されています。具体的には、JRC 報告書は

「個人の活動領域においても、また、企業の活動領域においても、今後、国際的な法律問題が量的に増大し、かつ、内容的にも複雑・多様化することは容易に予想される。このため、弁護士が、国際化時代の法的需要を十分満たすことのできる質の高い法律サービスを提供できるようにすべきである。

「このような見地から、弁護士人口の大幅増員、弁護士事務所の執務態勢の強化、弁護士の国際交流の推進、外国法事務弁護士等との提携・協働、法曹養成段階における国際化の要請への配慮を進める等により、弁護士の国際化への対応を抜本的に強化すべきである。

「外国法事務弁護士等に関する制度及びその運用の見直しについては、国際的議論もにらみつつ、利用者の視点から臨機かつ十分に検討すべきである。具体的には、日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業(現行制度下では、日本弁護士と外国法事務弁護士が、法令の定める一定の要件の下で、渉外的要素を有する法律事務を行うことを目的とする共同の事業とされている。)の要件緩和等を行うべきである。外国法事務弁護士による日本弁護士の

雇用禁止等の見直しは、国際的議論もにらみつつ、将来の課題として引き続き検討すべきである。」

と述べています。

JRC 報告書 II 第 3.4 (「弁護士(法曹)の国際化」)。関連事項として 第 3.5 (「弁護士の国際化 / 外国法事務弁護士等との提携・協働」)も参照。

B. 速やかな提案の実行

- (1) 小泉内閣総理大臣は、JRC報告書の提言の実現に取り組むことを公約するとともに、右提言の実行に必要な法律を3年以内に制定すべきであると示しています。また、更に「構造改革なければ、日本の景気回復又は成長はない」と断言しています。この見地から、平成13年7月1日に内閣官房内に司法制度改革準備室が設置されています。長年にわたって日本における事業活動を展開し、熱心に献身してきたACCIJの会員は、こうした努力を賞賛し、支持いたします。
- (2) 今後も、外国弁護士と日本弁護士が包括的な法律サービスを提供するべく自由に提携することを禁止し続ける限り、日本は必要な進展を遂げることはできません。日本並びに外国における個人と企業が国内並びに海外取引を効率的に行うためには、完全に統合された国際的法務サービスを享受できなくてはなりません。日本政府が、急務である法律サービス分野の改革に着手し、この市場の欠陥を是正しなければ、国際ビジネスセンターとして認識されるという日本の目標は永遠に達成されることはありません。そして経済界と日本経済は共倒れすることとなります。
- (3) 加えて、日本政府が、自由化された日本の経済分野を支援するために世界的に競争力を有する法律サービス市場を構築しないことには、日本経済改革計画(特に金融サービス分野、他にも証券関連、M&A(企業買収)やその他の外国直接投資事業、インターネット及び電子商取引(e-commerce)関連)は、今後も引き続き深刻な阻害を受けることとなります。

- (4) よって、ACCJは、司法制度改革推進準備室が、必要な改革の確固たる実行に速やかに着手されるべきであると考えます。日本は、日本並びに外国における個人と企業のニーズに対し、より適確な対応ができるように法律サービスのインフラを速やかに改革すべきです。
- (5) 経団連も同様、日本政府に対して、規制緩和推進3ヶ年計画を若干12ヶ月に早めるよう要求しています。真の構造改革が先延ばしになってしまったことが一因となって、日本にとって、1990年代は「失われた10年」であったという声も聞かれます。国内の全ての日本企業並びに外国企業のために、これ以上の遅れは許されるべきではありません。

C. 日本における国際商業弁護士不足

JRC 報告書でも指摘されているように、世界2位の経済大国でありながら、日本では国際商事弁護士が極端に不足しています。現在、複雑な国際取引について助言、必要な文書を作成できる日本弁護士及び外国弁護士は、日本全国で1,000人にも及びません。

- (1) 本状況の主因は2つあります。
 - (a) 日本における外国法事務弁護士（以下「外弁」という）の法律事務の取り扱い及び日本弁護士との完全な提携の自由は制限されています（本報告書では「提携の自由の制限」）。基本的原則としては、ドイツ、フランス、イギリス、ベルギー、そしてアメリカ等の先進国、そして日本においても日本弁護士間では認められているように、相互間並びに他の法律専門職種との対等な地位における制限なき提携の自由（雇用の自由も含め）であるべきです（「制限なき提携の自由」）。
 - (b) 日本の法曹養成制度の下では、現在の国際ビジネスの需要を充足するのに必要な数の商事法の知見と語学力を備えた弁護士を創出することはできません。
- (2) JRC報告書では、法科大学院を創設することにより、日本の弁護士数を現在の約2万人から2018年には約5万人にまで大幅に増員することが提言されています（JRC報告書III、第1.1）。ACCJも、

この提言は妥当ながらも、必然的に長期的な計画になるものと考えています。グローバル化に伴う法的需要を充足するべく、何らかの変化を期待できるまでには何年もかかるでしょう。

- (3) 反対に、日本弁護士と外弁間の制限なき提携の自由を認め、その結果、日本において完全に統合された国際的法律サービスの提供が実現することによって、極めて短期間に、日本において国内及び外国の依頼者に対する法律サービスの提供を大幅に向上させることができます。この構造改革は、今日全くコストをとまわず実行できることであり、日本に対する外国直接投資、よって小泉内閣総理大臣が推進される「日本の回復と成長」を支援し、促進させるための司法インフラの開発に直ちに影響するものと考えます。

D. 外国弁護士に対する日本における規制の特異性

G-7 の中でも、日本は在日外国弁護士の法律事務を特に厳しく制限している点、及び法律専門職種間の提携の自由を禁じている点で特異です。こうした規制により、東京における外国弁護士の数は、ニューヨーク、ロンドン、フランクフルトといった国際金融センターに比べて極端に少なく、この点で、東京は、香港、シンガポールやバンコクといったより小規模な地域金融センターと比較しても極めて不利な状況にあります。こうした極端な外国弁護士の不足は、国際法律問題に精通した日本弁護士の深刻な不足の一因となっています。

E. 本報告書の範囲

本報告書は、制限なき提携の自由に焦点をあてたものであり、外弁に関する規制の更なる透明化と立案過程への参加、外弁の日本における職務経験の完全な算入認可、外弁による第三国法に関する助言の差別的制約の撤廃、日本における法曹人口の増加、外弁にも依頼者の代理として日本政府機関に対し当事者照会をできるようにする、隣接法律専門職種との制限なき提携の自由といった、ACCJ にとって引き続き関心事である関連諸問題について言及するものではありません。上記の重要な問題点については、「日本の民事司法制度および法律サービス体制の改革に関する司法制度改革審議会の平成 13 年 6 月 12 日付意見書に対する法律サービス委員会の意見」と題した ACCJ 報告書で提言させていただきます。

本報告書では、日本弁護士と外弁間の制限なき提携の自由を認めるべき理由と既存の規制を直ちに撤廃するべき理由について、僭越ながら ACCJ の意見を提言させていただきます。

II. 制限なき提携の自由に対する障壁

A. 弁護士法¹第27条及び第72条

- (1) 弁護士法27条（非弁護士との提携の禁止）は、「弁護士は、第七十二条乃至第七十四条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない」と定めています。
- (2) 弁護士法72条（非弁護士の法律事務の取扱等の禁止）は、「弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」と定めています。

B. 上記条項に関する日弁連の限定的解釈

- (1) 弁護士法には、制限なき提携の自由を制限する文言が若干ありますが、弁護士と外弁が自由に提携するにあたって、最大の障壁となっているのは、日弁連による当該文言の限定的で時代錯誤かつ不当な解釈です。
- (2) 27条と72条のいずれにも、弁護士が外弁と自由に提携することを具体的に禁止した文言はありません。事実、弁護士法27条は、昭和24年の施行以来一度も改正されておらず、昭和61年の外弁資格制度の施行に先駆けて施行されたものです。また、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法²（「外弁法」）6条2項の規定に基づき弁護士法72条の規定は外弁に適用しないことになっています³、それに対応する日本弁護士を規制する弁護士法27条の改正は行われていません。弁護士法の趣旨に照らし、27

¹ 弁護士法(昭和24年法律第205号)は弁護士による法律事務を規定する法律です。

² 昭和61年法律第66号(改正を含む)。

³ すなわち、外弁は第72条でいう「非弁護士」とされません。

条と72条は、非弁護士による弁護士照会・周旋業を未然に防止し、非弁護士による法律事務の取扱いを禁止する趣旨のものであります。しかし、日弁連は右条文を、弁護士は、その弁護士の業務から発生した利益を日本において弁護士として登録されていない者と分配することを禁止したものである、と解釈しています。これには、自国法において完全なる資格を与えられている外国弁護士も日本において外弁としての資格を得ている外国弁護士さえも含まれております。実務上、これは日本弁護士が弁護士ではない者と完全なパートナーシップを形成し夫々のパートナーが自分の業務から発生した利益をその他のパートナーと分配する自由な提携を禁止したもの、すなわち、日本弁護士と外国弁護士とのパートナーシップを形成する、といった提携を禁じられている、と解釈しているわけです。

- (3) 日弁連は、日本の弁護士資格と外国弁護士登録資格が異質であることを理由に、外弁は日本でいう「弁護士」と違うと長年にわたって主張し続けています。日弁連は27条並びに72条に定義されている日本弁護士が、どの外国の法律専門職に相当するのかを判断するに至っていません。[ゆえに、単にすべて外国の法律専門職を弁護士との提携を禁じられている「非弁護士」に分類しているのです。]しかし、外弁が弁護士でないのなら、なぜ日弁連に所属することが義務づけられているのでしょうか。外弁登録自体、登録申請者が完全に資格を有した(外国)弁護士であることを要点にしています。「アメリカ、イギリス、ドイツ等特定の法律関係職種従事者については、弁護士と同等の者として判断し得るかもしれないが、分類を決めかねる法律関係職種が他にも多数ありすぎる」と日弁連はまことしやかに回答しています。従って、日弁連はそれらの国についてもこういった分類は一切行わず、主要国の弁護士一人ひとりについてもその都度判断するということです。

C. 提携の自由の制限を正当化する主張

提携の自由の制限を正当化する主な理由として、弁護士には特別な社会的使命があり、その使命を全うするためには、外弁に比べてより強い倫理観と職務の独立性が要求されるとの主張があります。この使命とは、弁護士法1条に「基本的人権を擁護し、社会正義を実現し、司法制度を改

善すること」であると定義されています。JRC 報告書は、日本において弁護士が担うこの重要な社会的役割を認識したうえで、弁護士は「国民の社会生活上の医師」であるとしています（JRC 報告書、第 3.1）。

D. 外弁法第49条

- (1) 外弁法は、外弁による弁護士の雇用に加え、特定共同事業以外に外弁が弁護士と共同の事業を営み、収支を分配することを禁止しています。
- (2) 外弁法49条（弁護士の雇用等の禁止）は、外国法事務弁護士に対し、以下のことを禁止しています。
 - (a) 弁護士を雇用すること、又は
 - (b) 組合契約その他の契約により、特定の弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士が法律事務を行つて得る報酬その他の収益の分配を受けること。

III. 日弁連・法務省の主張の問題点

A. 日弁連の弁護士法第72条の解釈は本当の「非弁護士」に適用する目的の規定を外弁にも適用する

- (1) 27条は、弁護士法72条を準用することにより、非弁護士とは法律事務を取り扱うことを業とする許可を得ていない者であると、間接的に定義しています。72条に定められた「弁護士でない者」とは、「報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とする」者です。右条文は領域や国籍、監督当局について触れていません。72条列挙事由の内いくつかは、専ら国内に関するものであり、外弁の職務範囲外ですが、列挙された弁護士業務の大部分はまさに外国法事務弁護士に対し法律上許容された法律事務であり、外弁が本国において許可を受けた弁護士としての業務に該当いたします。
- (2) 文言をみる限り、27条と72条は米国や大多数の国々の弁護士法と相違ありません。世界的に、こうした法律の背後にある公共政策

とは、非弁護士に対し、法律事務の取扱、弁護士・依頼者関係の構築、または法律専門職に対して経済的な影響力を及ぼすことを禁止することにより、法律サービスを楽しむ消費者を保護するものです。そもそも本件が問題となるのは、日弁連が、72条でいう「弁護士でない者」を、本来想定されていた非弁護士ではなく、外弁、具体的には登録外国弁護士が所属する国際的法律事務所（「ロー・ファーム」）を含むと解釈するからです。

- (3) 弁護士法27条及び72条を根拠に、外国の法律専門職種を弁護士と同一視することはできないという受入れ難い日弁連の主張は、日弁連が規定している外弁登録要件と矛盾するものです。外弁登録に長時間（数ヶ月から1年）かつ高額（約17万円）がかかることに対する説明として、日弁連は、外国の法律専門職種が各原資格国において日本の弁護士に相当する資格を有しており外弁に値するか否かを確認するには時間を要するためと説明しています。外国法事務弁護士登録制度とは、その導入以来現在にいたるまで、外弁に対して(弁護士のように)別個の資格を付与する制度ではなく、その名のとおり、外弁に対して「弁護士」としての権限を認め、日本において原資格国、その他の法律事務を取り扱うことを許可する制度であります。日本において登録を受けた外弁の海外におけるパートナーは同じような資格及び許可を有するといえましょう。
- (4) 上記解釈及び主張の時代錯誤かつ不当な性格からは、制限なき提携の自由に対するすべての禁止条項を撤廃することが必要であると考えます。

B. 日弁連と各単位弁護士会は非弁護士が企業内弁護士として弁護士を雇用することを認めている

- (1) 諸外国において日本弁護士は、現地弁護士とパートナーシップを形成すること、及び現地弁護士を雇用することが許されているにもかかわらず、日弁連は弁護士法に基づき日本国内においては日本弁護士は、外国における外国弁護士あるいは国内における外弁とパートナーシップを形成、または外国における外国弁護士あるいは国内における外弁に雇用されることが禁じられていると解釈しています。

- (2) こうした禁止規定の根拠として、日本弁護士と外国弁護士または外弁間でパートナーシップ関係または雇用関係の形成を認めることは、日本弁護士がその社会的使命を全うする上で妨げとなるだけでなく、日本弁護士または外弁による倫理違反や日本弁護士の独立性の侵害に繋がる可能性があり、または外弁が外弁法を遵守しているかを確認するのに日本弁護士に相当な時間的負担を強いるといった事由が主張されています。
- (3) 弁護士の社会的使命は尊重に値するものではありませんが、日本弁護士と外弁間の制限なき提携の自由を認めることが、日本弁護士がその社会的使命を全うする上で妨げとなるというのは、基本的に誤った論拠を前提としています。また、前述した他の問題点についても、同様に合理的根拠を欠くものと考えます。際は、日弁連と各単位弁護士会は既にこの点につき、国内の日本企業及び外国企業において、非弁護士が弁護士を企業内弁護士として雇用することを許可することで事実的にこれを認めています。弁護士は、非弁護士事業者の監督、指示及び規則のもと、利益分配制と同種のストックオプション等の金銭的な動機付けを受けながらも、その社会的使命を全うすることはできます。こうした雇用は今のところ数限られてはおりますが、企業内弁護士は、企業の従業員という立場にあっても、弁護士としての社会的使命を全うできるとの見解と、外弁との制限なき提携の自由を求める弁護士は、その社会的使命を全うできないとする日弁連の見解は矛盾しています。
- (4) 外弁と企業の倫理的基盤を比較した場合、企業は特定の法曹倫理規定に拘束されないことが基本原則である一方、外弁は、日弁連の弁護士倫理（「日弁連弁護士倫理」）並びに各原資格国の倫理規定を遵守する立場にあります。企業は、経営陣と株主の金銭目的に則り、その企業に寄せる一般投資家の信頼に応えるべく倫理的に行動します。殆どの企業は、基本的人権の擁護や社会正義の実現、社会秩序の維持、司法制度の改善といった断固たる目的を有しているわけではないですが、当該企業の企業倫理が世論の賛成を得られないものであれば、その企業の評判、よって株価は危機的なものとなります。

- (5) 外弁に課せられた倫理的義務にかかわらず、日弁連は、明示的に、弁護士は企業内弁護士としてストックオプションやその他収支に連動した金銭的報酬を受けながらも独立した判断能力と倫理意識をもって行動できるが、外弁との制限なき提携関係においてはできないとしています。企業内弁護士の地位にある弁護士が企業利益に密接したストックオプションやその他の金銭報酬を享受することは、弁護士法27条で禁止されている「弁護士でない者」であるところの外弁と収支を分配することとほぼ同じことと言えます。
- (6) JRC報告書は、日本における非弁護士による企業内弁護士としての弁護士の雇用を認めることを支持するとともに、所属単位弁護士会の許可を必要とする現在の制度から、事後報告義務及び倫理的業務の遵守を確保するための適切な措置をとる義務への移行を提唱することにより、企業内弁護士としての雇用を自由化することを提唱しています⁴。
- (7) 更に、外国弁護士は同様の社会的使命を全うすることが期待されています。
- (8) 上記憶測が基本的に誤った仮定を前提にしていることから、制限なき提携の自由に対するすべての禁止条項を撤廃することが必要であると考えます。

C. 倫理面の懸念は不当

- (1) 日弁連と法務省は、弁護士と外弁間の制限なき提携の自由が実現不可能である理由として、右提携の自由を認めた場合には、弁護士は外弁が倫理を遵守しているのかを確認するのに膨大な時間を費やさなければならなくなる、と繰り返し力説しています。この主張は(i)他国の弁護士倫理に比べ、日弁連弁護士倫理はより内容が厳格である、(ii)外弁に比べ、日本弁護士は倫理意識が高い、並びに (iii)日本弁護士は雇用している外弁の倫理面を監督していない、の三つの誤った仮定を前提としています。

⁴ JRC 報告書 第 3.2(「弁護士の活動領域の拡大」)。

- (2) 全61条項の要約規定からなる日弁連弁護士倫理は、1990年に、アメリカ法曹協会（「ABA」）の弁護士業務模範規則（「American Bar Association's Model Rules on Professional Conduct」）を基に制定されたものです。これに対し、例えばカリフォルニア州を例にとってみると、1928年に「Business and Professions Code」の一部として立法され、「California Rules of Professional Conduct⁵」に制定されている現行の弁護士倫理も、ABAの弁護士業務模範規則を受け継いだもの（「カリフォルニア倫理法」(California Ethics Law)）ですが、同倫理法には40条項の長文で詳細な規定が含まれています。日弁連弁護士倫理とカリフォルニア倫理法は、何れも(i) 弁護士倫理全般、(ii) 弁護士間の関係、(iii) 依頼者との関係、(iv) 相手方当事者との関係、及び(v) 裁判所との関係に関する規定を定めています。両法の概要を比較すると、多くの共通点がみられます。より詳細に考察すれば、カリフォルニア倫理法はより広範な倫理事項を網羅しており、その適用についてもより詳細に定めています。要するに、外国の倫理は日本の倫理に比べ、厳格でないという推定には根拠がなく、反対に、日弁連弁護士倫理は曖昧かつ不十分であるとする主張には確固たる証拠があるといえます。事実、JRC報告書でもこの問題を認識した上で、各弁護士会に対し、弁護士の懲戒手続の透明化を提唱しています(JRC報告書Ⅲ第3.6)。
- (3) 弁護士の倫理的服従の監督に関しては、外弁パートナーの有無を問わず、すべての法務パートナーシップに対し、個人レベル、また、団体レベルにおける各弁護士の適切な執務態勢を確保する断固たる義務が課せられています。最後に、仮に外弁による倫理違反があった場合には、弁護士について規定されている懲戒手続規程と同様の手続規程に基づいて当該外弁は処分されることができると考えられます。
- (4) 全ての法務パートナーシップに対し、倫理的に業務を行うという断固たる義務が課せられていること、加えて、懲戒手続規程を通してかく倫理違反行為を処分することが可能であるという事実を除外視したとしても、日弁連と法務省が、依然として弁護士と外弁間のパートナーシップを許容した場合の倫理的服従面につ

⁵ 「The California Rules of Professional Conduct」は、ABA の弁護士業務模範規則に密接に関連、同規則を受け継いだ規則であり、米国の大部分の州弁護士倫理の基本法規である。

いて危惧感を拭いされないのであれば、右パートナーシップの弁護士パートナーに対しても、JRC報告書が、国内の外国企業及び日本企業に企業内弁護士として雇用された弁護士に対して提案している報告要件やその他の措置が適用され得るのではないかと考えます。

- (5) 日弁連の倫理関係の主張には合理的な論拠がないことから、弁護士と外弁間の制限なき提携の自由に対するすべての禁止条項を撤廃することが必要であると考えます。

D. 制限なき提携の自由は必ずしも弁護士の経済的私利を侵害しない

- (1) 一部に、日弁連が制限なき提携の自由に対し、断固として反対する理由は、結局のところ、外弁の倫理意識に重大な懸念を感じているからでもなければ、社会正義の実現という法的義務を弁護士が全うするにあたって深刻な問題を投じるからでもなく、根底にある理由は不安感であると結論付ける声も聞かれます。それは、制限なき提携の自由を認めることによって、快適かつ収益性の高い独占市場の「秩序」崩壊に至るという危惧感、日本の法曹界は卓越した法律専門知識、ノウハウ、そして経済的資力を有する国際的な外国法律事務所に乗っ取られるのではないかとという危惧感、そして、弁護士にとってもっとも痛いところ、つまり「財布」が脅かされるのではないかとという危惧感である、との声も聞かれます。
- (2) 経済的私利を前提とする主張に基づく、制限なき提携の自由に対する反対意見は、司法の規制緩和と自由競争化に対する圧倒的なニーズの高さや、その利点の優位に立つべきではありません。加えて、上記危惧感は不当であると考えするのに十分な根拠がありません。注目すべきは、ドイツも、過去にドイツ弁護士と外国弁護士の提携の自由を制約していた時期があったということです。しかし、こうした制約は1990年代に撤廃されています。現在では、資格並びに専門教育という面において、米国の「法律家（Attorney-at-law）」と日本の「弁護士」は、ドイツの「Rechtsanwalt（弁護士）」と同等であると評価されています。更に、ドイツでは業務許可を得た外国人弁護士によるドイツ弁護士の雇用や、ドイツ弁護士とのパートナーシップ形成が無制限で認められています。こうした提携規制の緩和にもかかわらず、ドイツ法曹界の

規模並びに実力は安定して拡大・向上してきました。ドイツの法律サービス制度の規制緩和がドイツ法曹界の衰退をもたらす、という危惧感は架空のものでした。

IV. 特定共同事業制度の欠点と制限なき提携の自由の必要性

1995年、日本は、外弁法49条2項4号に基づき、日本弁護士と在日外弁間における特定共同事業の設立を認めることによって、外弁制度をある程度自由化しました。しかし、そのような法律サービスに対する国内外からの否みがたい需要があるにもかかわらず、大手国際法律事務所も日本弁護士も、日本法及び外国法に対する連携した法的助言を提供するための共同事業形態を有効な手段とはみなしていません。今日現在、設立されている共同事業の数は、東京に在する全外国法律事務所の4分の1にも満たない約16社です。共同事業事務所のほとんどは、極めて小規模なものであり、いずれも共同事業形態をとっていない国際法律事務所の東京オフィスと事業規模において大差はありません。結果として、日本における洗練された国際的法律サービスの質と提供状況は限られた状態です。

A. 特定共同事業制度特有の問題点

- (1) JRC報告書は、「特定共同事業の要件緩和等を行うべきである」と提唱しています（JRC報告書II、第3.4）。しかし、ACCJは特定共同事業制度の改正または調整は解決策であるとは考えおりません。
- (2) 非弁護士は、法務パートナーシップの慣習や執務態勢に馴染みがないため、しばしば何故共同事業構造がその様に不十分であり、複数法域を取扱える法務事業の適正な発展を阻害するものなのか、理解に苦しむことがあります。ACCJも、理由は複雑であり、原資格国を問わず各弁護士の職務意識の違いや依頼者との関係でどの様に協力しあうかなどに関連した問題であると認識しています。以下、この問題を理解できるよう、具体的な問題点をいくつか紹介いたします。
 - (a) 弁護士の見地からは、パートナーであれ、アソシエイトであれ、共同事業を通じて大手国際法律事務所の一員になるだけでは不十分です。これは、弁護士が、地位、報酬(利

益分配)、トレーニング、年金、傷害及び健康保険、資力、そしてキャリアチャンス等の恩恵を享受することができないからであり、また、ほとんどの大手国際法律事務所が目指す、団体意識の強い協力的な社風の確立の本質を揺さぶるものです。

- (b) これらの恩恵は、優秀な弁護士にとって強力な誘因であることから、結果的に複数法域の法律事務を取扱う事務所にとって、日本弁護士を獲得・維持することは必然的に更に難しくなってしまうわけです。
- (c) 更に、日本における法律サービスの消費者たちは、完全に包括的な法律サービスが受けられないことに不満を抱いています。それに起因する結果として一般に考えられるのは、(i) さまざまな法律専門家を伴う(企業買収取引には不可欠な)ドゥー・ディリジェンス・チームの結成ができないこと、(ii) しばしば前例の無い、洗練された国際取引の構築や実行の際に生ずる規制・遵守問題に対する積極的なアプローチのための助言を受けにくいこと (iii) 複数事務所への依頼から生ずる断片的助言と割高な相談料、などがあります。
- (d) 外国弁護士は依然として日本における法律事務の取扱いに関し、差別的措置の適用を受けています。右措置には、原資格国法以外の法域に関する助言の制限 (かかる制限は弁護士には適用されていない) や、外国弁護士に関連する問題を検討する日弁連の各委員会に参加できないこと等様々なものが含まれています。
- (e) 最後に、こうした問題にもめげず「共同事業」を設立した果敢な弁護士は、本来であれば単一組織であるものを、分離して管理しなければならないとする規制により、運営上及び管理上の深刻な問題に直面することとなります。共同事業、日本弁護士事業者並びに外国弁護士事業者という3種の事業形態が併存しているため、請求方法や会計方法の複雑さは、通常の2倍以上のものとなります。

B. 制限なき提携の自由の必要性は依頼者/消費者に求められる

- (1) 特にヨーロッパ、そして香港やバンコクといったアジアの主要貿易センターにおいて、商法関係の法律事務を取扱った経験から言えることは国際ビジネスを展開している依頼者が強く明確に要望するのは、一つの取引に関するあらゆる側面を処理することができる単一の法律事務所に依頼することです。
- (2) ほとんどの場合、依頼者は、特定の取引に関する極めて専門的な実績と、資産または事業が位置する法域における法律上の問題に関する助言、そして準拠法（必ずしも日本法とは限らず、大口の金融取引のほとんどは英国法であったり、ニューヨーク州法であったりします）に関する助言を求めています。概して、そうした助言をすべて「一つ屋根の下」で提供できる法律事務所がその依頼者から当該取引について委任を受けることとなり、依頼者に最適なサービスを提供できるものであります。
- (3) この問題につき、JRC報告書は、第一に、外国法事務弁護士に関する制約規定を、利用者の観点から見直すこと（JRC報告書III、第3.5）、そして第二に、弁護士と隣接法律専門職種その他の専門資格者の協働によって実現できるワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）の利点(JRC報告書III、第3.7)の二つの視点から言及しています。更に、この見解の妥当性は、特にフランスやドイツに顕著にみられるように、ヨーロッパやアジアの数多くの法域で惜しみなく発揮されています。シンガポールで最も著名な法律事務所と数々の世界的に著名な国際法律事務所のジョイント・ベンチャーを設立することで、シンガポールと他国の法律事務所の共同事業所の設立の促進を図るという最近のシンガポール政府による決定は、この問題が重要な要素であることを如実に表したものです。

C. 特定共同事業制度の改正は解決策ではない

したがって、特定共同事業制度の改革、または弁護士と外弁が参加できる新しい種類の専門事業組織の導入をもってしても、この不足のニーズを充足できないことは明白です。本件につき、JRC 報告書は弁護士と外弁の特定共同事業の設立要件の単なる撤廃を提唱していますが、それだけでは不十分であると考えます。特定共同事業制度を更に調整すること

で真の改革を図ることは、無益かつ時間の浪費であるばかりか、規制緩和とグローバル化された経済のニーズに対応した日本における法律サービスの提供を遅延させ、そればかりか改革に反対する者に提携の自由を阻止する規制を新たに導入させる機会を与えることとなります。

D. 複数法域の法律事務の取扱い

- (1) それよりも、目指すべき目標は、日本弁護士事務所と外国弁護士事務所の個別運営を定めた現行法と同一の規則下で、両者を区別すること無しに、複数法域に関する法律事務の取扱いを認めることであるべきです。複数法域の法律事務の取扱いは、既に既存の法律で承認および認識された概念です。東京の外国法律事務所の多くは、日本以外の複数の国の法律事務を取扱う資格を有しており、日本弁護士事務所は、外国の法について助言することを法律上制限されていません。
- (2) つまり、弁護士は皆夫々が適当と考える形で他の法律専門職種と何ら制限無く自由に提携する必要があるのです。例えば、日本法のもと、日本弁護士が外弁とパートナーシップを形成することも、外弁が日本の法律事務所のパートナーになることも認められるべきなのです。要は、法律専門職種間の完全なる制限なき提携の自由です⁶。

V. 弁護士法及び外弁法の改正案

ACCJ は、外弁による日本法の取扱いを禁止する規制の緩和を求めているのではないことを、ここに強調させていただきます。企図する改革の本質は、グローバル化した経済における完全に統合された国際的法務サービスの提供を阻害する不要な法律の単純なる撤廃です。

⁶ 事実、ニューヨークではこの問題を更に一歩進め、ニューヨーク州裁判所は弁護士と非弁護士間の事業形態に関する規制を採用、複数法域の法律事務の取扱いに関する直接規制を合衆国では初めて制定している。2001年11月1日より施行される同新法は、法曹の本質的価値観の維持と依頼者の最大の利益の保護という二本柱を主軸に、弁護士と非弁護士間において極めて限定的かつ厳しく制限された事業提携を認めている。

A. 目標達成は最小限の法改正で十分

必要とされる法改正は最小限のものです。ACCJ の見解では以下に限定されると考えます。

- (1) 日本弁護士と外弁の間の雇用と事業関係を定めた外弁法 49条の再解釈とそれに伴う特定共同事業計画の削除。
- (2) 弁護士法72条を改正し、(i)弁護士並びに(ii)外弁以外の者は法律事務の取扱いを行ってはならないことを明確にすること。

こうした現行規制に対する最小限の変更によって、弁護士は、国際取引を行う日本並びに外国のクライアントのニーズに対応するべく、自由に組織を設立できるようになります。よって、日本の法曹界の国際化に向けた重要な第一歩を歩みだせることとなります。

B. 弁護士は外弁を雇用できる – その反対は？

外弁による日本弁護士の雇用禁止の規制緩和の問題につき、JRC 報告書は、「将来の課題として引き続き検討すべきである」としています (JRC 報告書 II 第 3.4)。日弁連は、既に弁護士が外弁ではない国内の企業に企業内弁護士として雇用されることを認めている事実に鑑み、また、特に現在、弁護士はほぼ何ら制限なく外弁を雇用できる体制になっていることに照らせば、外弁による弁護士の雇用をこれ以上制限し続ける合理的な根拠はありません。事実、JRC 報告書も、弁護士と隣接法律専門職種間の相互雇用も検討すべきであると述べています (JRC 報告書 III 第 3.7)。

C. パートナーシップに関する新しい法的概念は不要

- (1) 日本法の下では、パートナーシップという概念が存在しないため、以前は、弁護士と外弁間の制限なき提携の自由を認めるためには新たな法的概念を導入しなければならないとされていたことがありました。しかし、この主張は以下の理由から根拠を欠くと言えます。

- (a) ACCJが言うところの「制限なき提携の自由」とは、既存の民法の組合規定のもと、現在弁護士間で認められている提携形態と同種であること⁷。
 - (b) 日本弁護士が外弁事務所の外国人パートナーシップを希望した場合には、外国法を準拠法とするパートナーシップに参加することになること。
- (2) 日本の組合規定は、日本人弁護士と外国弁護士間のパートナーシップ形成を認めているアメリカやEUのパートナーシップ法と同一ではありませんが、両者には異なる点よりも共通点の方が多く見られます。組合は、一般的な法務パートナーシップにみられる4つの基本的性格を有します。具体的には
- (a) 契約に則った協定であり
 - (b) 二当事者以上の間で取り交わされ
 - (c) 収益、経費または損害を共有する目的で
 - (d) 商業的または専門的活動を通じて個人的関係を構築するものであること。
- (3) 従って、これは制限なき提携の自由を可能とする「新たな法的概念」ではなく、規制緩和または外弁法49条といった禁止規定の撤廃並びに日弁連の弁護士法27条の解釈を是正することによって、グローバル化が進む経済で活躍する依頼者のニーズに対応すべく、弁護士と外弁が業務、照会そして収支を共有できるような提携/パートナーシップを形成することを認めるような、日本国憲法が本来意図している提携の自由の実現なのです。こうした僅かな法改正を行うことによって、外弁法49条の禁止事項の唯一の例外として特定共同事業の設立を認めている外弁法49条2項は不要な法律として削除、もしくは弁護士と外弁間の提携を認可するものに移行させ、そしてそれが唯一の提携手段にならないようにするべきであると考えます。

⁷ この形態は、長島・大野・常松法律事務所及び西村綜合法律事務所といった東京の二大日本弁護士事務所採用されているものであると理解している。

VI. 他の矛盾した論理と法の適用

A. 弁護士による第三国法の取り扱い

- (1) 日本法のもとでは、弁護士は日本国内においてあらゆる外国の法律、すなわち「第三国法」の取り扱いを認められていますが、外弁は原資格法以外の第三国法を日本国内で取り扱うことは禁じられています。
- (2) 弁護士が日本国内で第三国法を合法的に取り扱うにあたり、何らの試験や資格も課されておらず、弁護士は第三国法を取り扱うことができる旨を申立てするだけでいいことになっています。
- (3) このような制度のもとに、法務省、日弁連、各単位弁護士会は日本における外国弁護士の参加を制限しています。ここでもまた、矛盾した論理と法の適用で、日本における弁護士による法律サービス市場の支配が容認され支持されているのです。
- (4) ACCJが強く反対するのは、個人が特定の法域による認可を受けていない場合に、その法域の法律の取扱いを許すような政策や法律です。

結 論

ACCJ は、弁護士と外弁間の提携の自由を禁止する全ての条項を即時完全に撤廃されるよう強く勧告いたします。施行原則は、ドイツ、フランス、イギリス、ベルギー、そしてアメリカ等の先進国、そして日本においても日本弁護士間では認められているように、雇用の自由も含めた、法律専門職種間の対等な地位における制限なき提携の自由であるべきです。法務省も日弁連も、もはや提携の禁止の欠点と運用費用は、その正当な利点に優位する、もしくは、JRC 報告書に提示された目標や国内の日本企業及び外国企業のニーズを支持するものであると主張し続けられない段階にきています。JRC 報告書は、日弁連に対し、日本の司法制度改革に関する施策の実施に最大限協力することを要望しています（JRC

報告書、第2)。ACCJもJRC報告書の呼びかけと同意見であり、喜んでかかる改革を支援、援助させていただきたいと考えます。